

子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書の提案（条例）について

1. 懇談会からの報告書

立場を越えた連携、途切れることの無い支援、日常的な関係づくり、専門的な見極めやコーディネーター、権利への理解、参画の機会の確保、多様な担い手や機会、多様なチャンネルによる情報提供と、これらの施策を展開する担保となる条例の必要性について提案

2. 提案に関する検討経過

市：子ども・若者が抱える困難の深刻な状況を踏まえ、彼らの自立にむけて必要な施策や仕組みについて検討するなかで、専門家の意見を求めて懇談会を設置



懇談会：社会や多摩市の課題等から見えてくる、必要な施策や推進手法について検討し、報告書として市長へ提出。



市（推進本部）：報告書の提案について対応を協議
行政だけでなく市全体で取り組む必要性について共有し、取り組みを下支えする条例制定が必要なることを確認
五次総第3期計画の重点課題にも合致

3. 条例の検討について

- ・報告書で提案された方針（骨子）はこれまでの市の施策とも方向性は一致しているが、方針を実現していく手法は検討する必要がある
- ・子ども・若者を見守り支える取り組みは市民（事業者を含む）を巻き込んだ取り組みが必要不可欠であり、条例制定はその取り組みを下支えするものとして必要。条例に基づき必要な施策を検討し実施していく
- ・施策の検討と取り組みを総合的・継続的・安定的に進めていくためには、時代に応じて変化する課題や困難に対応することも見据えながら、変わらずに必要な条文を条例に規定する必要がある。そのため、条例の内容は理念や責務を中心としたものが適切

4. 条例検討委員会の設置

役割：条例の必要性について確認・共有したうえで、条例の内容について検討していく。

条例制定の目的：SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ことを前提として、全ての子ども・若者が自分らしく成長し活躍できるまちを目指し、庁内の部署を越え、市民や事業者と行政という立場を越え、全ての市民が、サポーターを含めたひとつのチームとして、子どもと若者の育ちを総合的・継続的・安定的に支援・応援できるよう、その理念を定めた条例を検討する。

条例の目的：子ども・若者中心に切れ目のない支援を行うこと。また、次世代を担う子ども・若者の声を尊重し、まちづくりへの参画を推進することを目的とする。

委員構成：学識経験者、関係団体、市民委員 15名で構成

検討スケジュール：令和2年6月～令和4年1月に14回程度開催予定（※報告資料1-2）

令和3年 8月答申

12月条例の上程

令和4年 4月条例施行

その他：庁内委員会（関係課の課長により構成）を並行して開催し検討委員会での議論を補助する。
子育て・若者支援推進本部や子ども・子育て会議等へも適宜、報告・協議を行う。